

建設業の2024年問題に対応できていますか

1. 建設業の2024年問題とは

国の働き方改革の関連法律の施行時期は、下記の通りとなっています。建設業の時間外労働の上限規制は、他業種は2019年から施行されていましたが、建設業は5年の猶予があり、2024年4月より施行されます。罰則規定もあり、労基署の指導も厳しくなりますので、十分検討の上対応が必要になります。

■働き方改革関連法施行スケジュール

実施項目	2019/4	2020/4	2022/4	2023/4	2024/4
年次有給休暇5日の取得義務化	●				
医師面接制度の見直し	●				
労働時間の把握義務化	●				
月60時間超の時間外労働割増賃金率引上				●	
時間外労働の上限規制の導入(建設業)					●
同一労働同一賃金への対応		●			
ハラスメント対応			●		
育児休業法の改正			●		

■時間外労働に関する罰則

違反内容	罰則内容
時間外の労使協定(36協定)を結ばず、時間外労働をさせた場合	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金
時間外の労使協定(36協定)を結んだが、それを超えて時間外労働をさせた場合	
時間外労働の上限規制を超えて労働させた場合(特別条項を超えて労働させた場合)	

■割増賃金不払いに関する罰則

違反内容	罰則内容
時間外割増賃金を支払わなかった場合	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

●36協定を結んでいないので締結したい、正しい所定労働時間・カレンダーを決めたい、労働時間管理の方法を検討したい、割増賃金をきちんと支払いたい、業務の効率化を検討したい等のご相談は幣事務所までご連絡下さい。